

OMOYELマッチングサービス約款

OMOYELマッチングサービス（以下「**本件サービス**」という。）の利用者（以下「**利用者**」という。）は、本件サービスに関し、OMOYELマッチングサービス約款（以下「**本件約款**」という。）の内容に基づき、OMOYEL株式会社（以下「**OMOYEL**」という。）と間において契約を締結するものとする。

第1条（目的）

利用者は、OMOYELに対し、サロン見学に参加する学生を紹介する役務（以下「**本件サロン見学紹介役務**」という。）の提供を委託し、OMOYELは、これを受託する。

第2条（内容）

- 1 OMOYELは、利用者に対し、本件サロン見学紹介役務を通じ利用者の下に見学に行く者を紹介する。
- 2 利用者は、OMOYELに対し、求人の依頼にあたり、職業安定法第5条の3第2項及び第4項に定める労働条件を書面により明示し、OMOYELは、これに基づいて紹介を行う。
- 3 OMOYELは、利用者の依頼に基づき、適切と判断した候補者を利用者に紹介する。

第3条（選考・採用）

利用者は、OMOYELが前条により紹介した候補者を自ら選考の上、適格と認めた場合には、明示した労働条件に基づいて候補者を採用する。

第4条（報酬）

- 1 利用者は、OMOYELに対する報酬につき、以下の各号に定めるサロン見学予約マッチング年間契約型か、又はサロン見学予約成約型かを選択し、それぞれの方法に従い、第5条に定めた方法により報酬を支払うものとする。

なお、利用者は、OMOYELと初めて契約をする場合に限り、OMOYELが本件サロン見学役務を契約成立時から3か月の間に提供する本件サロン見学紹介役務の対価として、特別価格を支払う形態を採ることを申し込むことができるものとし、同期間満了後、同期間満了日の翌日から1年間の間、本件サロン見学紹介役務の対価として、以下の各号に定める報酬を支払うものとする。

(1) サロン見学予約年間契約型

利用者は、OMOYELが本件サロン見学役務を契約成立時から1年間の間に提供する本件サロン見学紹介役務の対価として、92万4,000円（税込）を支払うものとする。

(2) サロン見学予約成約型

ア 利用者は、OMOYELに対し、本件サロン見学紹介役務の提供により、紹介者が利用者を見学した場合、紹介者一人当たり紹介料（以下「**本件見学者紹介料**」という。）5万5000円（税込）を支払うものとする。

イ 利用者は、OMOYELが紹介した候補者（以下「**本件候補者**」という。）の採用を決定した場合、労働基準法に基づく労働条件などを明示するために、候補者に対して内定通知書を発行し、それに基づき、OMOYELは、利用者に対して、速やかに以下の各号に定めた人材紹介料（以下「**本件人材紹介料**」という。）11万円（税込）の請求書を発行する。なお、利用者と本件候補者との間における契約形態が雇用契約でなかったとしても、本件候補者が利用者に対し、何らかの業務を提供する内容の契約が成立した場合は、本件人材紹介料が発生するものとする。

(3) 採用成約型

利用者は、本件候補者の採用を決定した場合、労働基準法に基づく労働条件などを明示するために、候補者に対して内定通知書を発行し、それに基づき、OMOYELは、利用者に対して、速やかに本件人材紹介料22万円（税込）の請求書を発行する。なお、利用者と本件候補者との間における契約形態が雇用契約でなかったとしても、本件候補者が利用者に対し、何らかの業務を提供する内容の契約が成立した場合は、本件人材紹介料が発生するものとする。

- 2 利用者がサロン見学予約型、採用成約型を選択した場合、紹介者が、利用者に対し、利用者による内定、又は内々定を承諾したとき、利用者は、OMOYELに対し、本件人材紹介料を支払う義務を負う。なお、以下の各号に該当するときも、同様の義務を負う。
 - (1) 利用者が、OMOYELによる本件紹介から2年以内に紹介者が利用者により内定、又は内々定したとき
 - (2) 本件紹介により、紹介者が利用者の関連会社に内定、又は内々定したとき
- 3 本件紹介のため紹介者が必要とする調査費、交通費等については、原則として人材紹介料に含まれる。ただし、特別に必要な費用につき、利用者が、事前に承認したものはこの限りでない。

第5条（支払方法）

- 1 利用者が、サロン見学予約年間契約型を選択した場合、契約月の翌月末日までに第4条第1項1号に定めた報酬をOMOYELの指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、利用者の負担とする。
- 2 利用者が、サロン見学予約成約型を選択した場合、本件見学者紹介料及び本件人材紹介料は、毎月末日に締め切り、翌月末日までにOMOYELの指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、利用者の負担とする。
- 3 利用者が、採用成約プラン型を選択した場合、本件人材紹介料は、採用成約した毎月末日に締め切り、翌月末日までにOMOYELの指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、利用者の負担とする。
- 4 利用者は、前各項に定めた支払を遅延した場合、遅延日数に対し年 14.6%の割合による遅延損害金をOMOYELに支払うものとする。

第6条（返金等）

利用者が本件候補者を採用決定したにもかかわらず、利用者が自己都合により利用者の内定を辞退した場合、又は、本件候補者が利用者の就業規則に違反し、本件候補者が入社後1か月以内に退職した場合に限り、以下の各号に定めるとき、OMOYELは、利用者に対し、当該本件候補者に係る本件人材紹介料の50%に相当する金員を返金するものとする。

- (1) 利用者と本件候補者との間において、雇用関係が生じたとき
- (2) 前号に定めた雇用関係が生じた後、利用者が、OMOYELに対し、第8条第1項に定めた義務を履行しているとき
- (3) 第1号に定めた雇用関係が解消しているとき
- (4) 前号に定めた雇用関係解消の後、雇用関係解消の日から30日以内に、利用者から、OMOYELに対し、OMOYEL指定の方法により、雇用関係が解消した旨が通知されているとき

第7条（個人情報管理・秘密保持義務）

- 1 利用者及びOMOYELは、候補者等の個人情報につき、個人情報保護法その他関係法令に従って厳重に取り扱う。利用者及びOMOYELは、当該個人情報を本契約の目的の範囲内で使用するとともに厳重に管理し、これを第三者に開示、漏洩し、又は使用させてはならない。また、個人情報を第三者が見ることができる状態においてはならない。
- 2 OMOYELは、本件紹介に関して知り得た利用者及びその取引先等に関する秘密情報につき、秘密保持義務を負う。OMOYELは、当該秘密情報を本契約の目的の範囲内で使用するとともに、厳重に管理し、これを第三者に開示、漏洩し、又は使用させてはならない。また、当該秘密情報を第三者が見ることができる状態においてはならない。
- 3 前2項の規定は、本契約が終了した後も有効とする。

第8条（直接雇用の禁止）

- 1 利用者は、サロン見学予約成約型、採用成約型を選択した場合、OMOYELの事前の承諾なく本件候補者を直接雇用してはならない。ただし、OMOYELが本件候補者を紹介してから2年以上経過した場合はこの限りでない。

- 2 利用者は、前項の規定に違反した場合、OMOYELに対し、違約罰として、100万円を支払うものとする。ただし、OMOYELが、利用者に対し、損害賠償請求をすることを妨げない。

第9条（利用者が負う義務）

- 1 利用者は、本件サロン見学紹介役務の提供を受けた後、OMOYELが指定する報告方法により、紹介者の訪問結果及び選考結果につき、紹介者が利用者を見学した日の翌日から7日以内に、候補者の採用を決定した日の翌日から7日以内に報告する義務を負う。利用者が、かかる義務に違反した場合、違約罰として、紹介者及び候補者一人あたり10万円を違約罰として支払うものとする。
- 2 利用者は、本件サービスを利用するにあたり、本件約款の目的の範囲内において、OMOYELから提供を求められた情報を提供する義務を負い、当該情報の正確性を誠実に担保するものとする。
- 3 利用者は、利用者が本件約款に定めた義務を履行しなかった場合、OMOYELに対し、違約罰として、300万円を支払うものとする。これは、OMOYELが利用者に対し、損害賠償をすることを妨げない。

第10条（契約の解除）

利用者及びOMOYELは、本契約に定められた事項について相手方に重大な違反があった場合は、本契約を解除できる。ただし、利用者が解除するときは、OMOYELに対し、2か月前までに告知しなければ解除できず、解除の効果は、告知から2か月が経過後に生じるものとする。

第11条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、契約期間満了の2か月前までに利用者又はOMOYELからの別段の意思表示がない限り、本契約の契約期間は、同一条件でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 契約期間中に紹介された候補者に関し、その採用決定や入社日が前項の契約期間満了後になった場合でも、利用者は、第4条から第5条に従い、報酬を支払う。
- 3 第1項の有効期間中であっても、OMOYELは、利用者に対して、2か月前までに書面により通知することにより、本契約を解除できる。ただし、候補者の紹介後に本契約を解除したときは、その採用決定や入社日が本契約終了後になった場合でも、利用者には前項に準じて報酬が発生する。

第12条（反社会的勢力に関する条項）

- 1 利用者及びOMOYELは、相手方に対し、本契約締結日において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる物（以下、総称して「**暴力団員等**」という。）に該当しないこと及び以下の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等の社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者及びOMOYELは、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は、暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は、相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 利用者及びOMOYELは、前2項に違反する事項が判明した場合、直ちに相手方に対して書面で通知します。
- 4 利用者及びOMOYELは、相手方が前3項に違反した場合、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、かつ、これにより自己に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、相手方は、当該解除により自己に生じた損害の賠償を請求することはできないものとします。

第13条（損害賠償）

OMOYELは、本契約に定める義務に違反した場合、故意のある場合に限り、利用者に生じた直接損害を賠償する責任を負う。ただし、その損害賠償額は、本契約に基づき利用者より受領した金額の50パーセントを上限とする。

第14条（不可抗力免責）

天変地異、法令の制定・改廃、行政官庁の通達・指導、労働争議、原料不足、用役不足その他甲乙のいずれの責めにも帰しない事由により本契約の全部又は一部の履行が困難となり、又は遅延した場合、OMOYELはその責めを負わないものとする。

第15条（協議事項）

本契約に記載のない事項又はこれらの解釈に関する疑義については、利用者及びOMOYELが誠意を持って協議して解決します。

第16条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

（OMOYEL）東京都港区元麻布二丁目14番26号-702

OMOYEL株式会社

代表取締役 佐々木 莉英